

特定社会保険労務士 しおざわ労働法務事務所 月刊 人事労務トピックス

発行者：しおざわ労働法務事務所
所在地：359-0038埼玉県所沢市北秋津542-14
電話：04-2992-5113
FAX：050-3588-4582
メール：info@shiozawatoshiya.com

【6月の主な人事労務情報】

- ① 例年5月下旬に、労働保険「年度更新」に関する書類が事業所宛に送付されます。年度更新は例年6月1日から7月10日が申請期間となっています。
- ② 例年6月中に、9月以降1年間の社会保険料を決定する「算定基礎届」に関する書類が事業所に送付されます。申請期間は7月1日から7月10日です。
- ③ 5月中に通知された特別徴収の住民税額を給与計算に反映します。
- ④ 5月末以降、健康保険「扶養資格再確認」の書類が送付されます。届出期限は7月31日です。被扶養者の就職時の手続き漏れ等、確認して届け出ます。
- ⑤ 6月30日より、改正育児介護休業法が全面施行となります。

労働保険・年度更新のスケジュール（厚労省） 労災保険・雇用保険

5月末、事業所データの印字された申告書様式一式が緑色の角2（A4）サイズの封筒で郵送されます。

☑労働保険の年度更新

労働保険（労災保険と雇用保険）の年度更新手続きでは、前年度の賃金総額を申告し、前年度の労働保険料を精算し（確定労働保険料）、同時に当年度の賃金総額の見込み額を申告して当年度分を概算払いします（概算労働保険料）。

☑申告・納付のスケジュールと方法

保険料の申告と納付の期間は、6月1日から7月10日となっています。

保険料は、所定の納付書（領収済通知書）で、所轄の労働局または監督署、全国の銀行・信金・郵便局で納付します。申告先も同様です。なお、申告書と納付書を切り離し、申告書は所轄の労働局・監督署に郵送、別途金融機関で納付することも可能です（二元適用の雇用保険分は所轄労働局へ郵送します）。インターネットによる電子申請も利用できます。電子申請を利用することで、申告データの電子ファイル形式での保管など、申告情報の管理が容易となります。社会保険労務士による電子申請の代行も可能ですのでご相談ください。

☑送付される申告書と電子申請

事業所に送付される用紙には、事業所番号や、納付済の概算保険料の金額のほか、電子申請に使用する半角英数字8文字の「アクセスコード」が印字されています。

このコード番号を利用し、電子申請による手続きが可能となります。

社会保険・算定基礎届のスケジュールなど（日本年金機構など） 健康保険・厚生年金保険

6月中に、事業所データや従業員データの印字された届出用紙一式が郵送されます。

☑社会保険の算定基礎届

社会保険（健康保険と厚生年金保険）の算定基礎届手続きでは、4月から6月の給与額をもとに9月以降1年間の月々の社会保険料を決定します。

このほか、一定の条件を満たすと、年間の平均額により届け出することも可能です。4月から6月の給与と年間の平均給与額に一定の差が例年発生することや、被保険者の同意があることなどが条件です。

☑届出のスケジュールと方法

届出の期間は、7月1日から7月10日となっています。提出方法は所定の年金事務所または事務センターへの郵送、インターネットを介した電子申請が利用できます。

☑送付される書類について

事業所に送付される用紙には、事業所の記号番号や、届出用紙には、5月中旬頃までに届出された被保険者の氏名、生年月日、従前の標準報酬月額等を印字してあります。

<http://www.nenkin.go.jp/n/www/service/detail.jsp?id=2053>

健康保険・被扶養者の再確認（協会けんぽ） 健康保険

協会けんぽでは、5月から7月に被扶養者の再確認を実施します。この手続きは前は平成22年に実施され、再確認により8.7万人が被扶養者から除かれ、高齢者医療制度への負担額の40億円程度の削減が見込まれるとのこと（23年は震災の影響により見送られました）。

再確認の対象者は協会けんぽの被扶養者のうち、下記①②をのぞく方々となります。

- ①平成24.4.1時点で18歳未満の被扶養者
- ②平成24.4.1以降に被扶養者認定をうけた被扶養者

なお、前回の再確認で被扶養者から除かれた人のほとんどが、就職時の手続き漏れによる二重加入だったとのこと。

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/13,101281,99,156.html>